

次期改定計画について

次期「神奈川県地域福祉支援計画」について、令和5年度を初年度とする第5期計画を策定する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」、その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、第5期となる改定計画を策定する。

(2) 計画の性格

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する計画。

(3) 計画期間

第5期計画は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

※ 第6期計画については、「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」と同じく、令和9年度を始期とする計画期間となる。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

ア 社会福祉法の一部改正（本資料 p.5 参照）に伴い、計画に次の事項を盛り込む。

(ア) 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項（重層的支援体制整備事業を含む）

イ 新たな課題への対策やより一層の対策が求められる次の事項を盛り込む。

(ア) 新型コロナウイルス感染症による地域福祉への影響と今後の対応

(イ) 当事者目線による障がい者支援に係る将来展望やあり方

(ウ) 生活困窮者等の自立支援への一層の対応

(エ) ひきこもり、8050問題及びヤングケアラーを含むケアラーへの対応

ウ 他分野の福祉計画の上位計画として調和を図り、総合的に推進していくよう検討を行う。

2 改定計画の構成について（たたき台）

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨等

- (1) 計画改定の趣旨
- (2) 計画の性格
- (3) 計画の基本目標
- (4) 計画の期間

2 「地域福祉」に関する県の考え方

3 圏域の設定

ポイント 新型コロナウイルス感染症による地域福祉への影響や変化を記述

ポイント SDGs（国連サミットにおいて掲げられた、2030年までによりよい世界を目指すために取り組むべき目標）との関連性を記述

第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

1 人口・世帯構造の変化

2 高齢者の状況

3 子どもを取り巻く状況

4 障がい者の状況

5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況

6 生活困窮者等の状況

7 地域における支え合いの状況

8 外国人数の増加

9 バリアフリーの街づくり

10 災害対策

11 地域福祉に関わる制度の主な動向

ポイント 重層的支援体制整備事業の創設を記述

第3章 今後取り組むべき重点事項等への対応

1 地域福祉をめぐる課題

2 今後取り組むべき重点事項

3 計画における施策展開

ポイント ウィズコロナ・ポストコロナにおける地域福祉のあり方を記述

第4章 施策の展開

ポイント 現行計画の3つの大柱「ひとづくり」、「地域（まち）づくり」、「しくみづくり」は踏襲

ポイント 各大柱の冒頭で「コロナ禍を踏まえた対応」等を記述

ポイント 各施策に市町村における取組事例（コロナ禍における取組事例を含む）を掲載

1 ひとづくり

中柱及び小柱(支援策)は、
今後検討

ポイント 「当事者目線による障がい者支援」に関する将来展望やあり方を記述

2 地域(まち)づくり

中柱及び小柱(支援策)は、
今後検討

ポイント 「ヤングケアラーを含むケアラー支援」について記述

ポイント 「孤独・孤立対策」について記述

3 しくみづくり

中柱及び小柱(支援策)は、
今後検討

ポイント 中柱の一つに「生活困窮対策」を引き続き設定し、拡充した(する)取組等を記述

ポイント 重層的支援体制整備事業、ひきこもり支援、8050問題を位置づける

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告

第6章 資料


3 改定計画に盛り込む事項について

- (1) 当事者目線の障がい福祉 **参考資料④**
 - ・「大柱1 ひとづくり」で将来展望やあり方を記述
- (2) ケアラー支援 **参考資料⑤**
 - ・「大柱2 地域(まち)づくり」にヤングケアラーも含めて課題認識や取組を記述
- (3) 重層的支援体制整備 **参考資料⑥**
 - ・第2章「地域福祉に関わる制度の主な動向」で本事業の創設を記述
 - ・「大柱3 しくみづくり」に本事業を位置づける

- (4) ひきこもり支援 参考資料⑦
 - ・「大柱3 しくみづくり」に本取組を引き続き位置づける
- (5) 8050 問題
 - ・「大柱3 しくみづくり」に課題認識や取組を記述
- (6) 生活困窮対策 参考資料⑧ **【重点事項】**
 - ・生活困窮対策を「大柱3 しくみづくり」に位置づく中柱として引き続き設定
 - ・令和3年度に設置した「神奈川県生活困窮者対策推進本部」での取組など、拡充した（する）取組等を記述
- (7) コロナ禍を踏まえた今後の地域福祉のあり方
 - ・第1章「計画の概要」でコロナ禍での地域福祉への影響や変化を記述
 - ・第3章「今後取り組むべき重点事項」でウィズコロナ、ポストコロナにおける地域福祉のあり方を記述
- (8) 孤独・孤立対策
 - ・「大柱2 地域（まち）づくり」に課題認識や取組を記述

4 今後取り組むべき重点事項について（たたき台）

上記「2 改定計画の構成について（たたき台）」の「第3章 今後取り組むべき重点事項等への対応」に位置付ける内容

現行計画（4期）		次期改定計画（5期）
(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成		検討中
(2) 福祉介護人材の確保・定着対策の強化		
(3) 地域住民等の参加による地域共生社会の推進		
(4) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーのまちづくりの推進		
(5) 災害時における福祉的支援の充実		
(6) 市町村における包括的な支援体制の整備への支援		
(7) 法人後見や市民後見の充実による成年後見制度の利用促進		
(8) 生活困窮者等の自立支援		

《参考》社会福祉法の一部改正について

令和2年改正社会福祉法の主な改正内容として、重層的支援体制整備事業の創設が挙げられる。

- 市町村が包括的な支援体制を整備していく努力義務の具体化の一手法として、市町村全体の連携体制により、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、本事業が創設された（令和3年4月1日施行）。
- また、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が計画の中に「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を盛り込むこととされた。これを踏まえ、都道府県においても、地域福祉支援計画の中に「市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項」を記載することとされた。
- 本事業は市町村が実施主体であるが、都道府県が広域的・専門的な見地から積極的な後方支援をすべく、「助言、情報提供その他の援助を行わなければならない」旨の責務規定が創設されている。